

<褥婦・新生児の健康管理バウチャーサービス利用者のためのご案内>

1. バウチャーの資格決定の通知を受けた利用者は、直接に提供機関を選択し、契約をしなければなりません。
 - 利用者は本人の住所地に関係なく、利用しやすい機関を選択してサービスを申し込むことができます。
 - * 地域別の提供機関の検索：社会サービス電子バウチャー(www.socialservice.or.kr)
 - 正当な理由がある場合には、サービスを提供するスタッフの変更を要求したり、既存の契約を解約した後に、新たに他の提供機関と利用契約を結ぶことができます。
2. 利用者が提供機関と相談する際にはバウチャー利用者であることを知らせ、政府の支援から除外されないことがないようにしてください。
3. 利用者は、定められた本人負担金をサービス開始日の前までに提供機関に支払わなければなりません。
4. バウチャーの有効期間は原則として出産日から60日以内です。利用される日程の調整にご注意ください。
5. バウチャーサービス期間と時間などは以下の通りです。

サービス期間および時間

- 1週間に5日、1日9時間(サービス人員が2人の場合は8時間)が原則(休憩時間1時間を含む)
- * (例) 09:00~18:00(休憩時間は12:00~13:00)
- * 昼食時間などを休憩時間として活用することができ、サービスを提供するスタッフの食事は褥婦が提供
- 土曜日、祝日(日曜日、祝日、名節など)は休務が原則
- 利用者の都合により、やむを得ず原則とは異なるサービス提供の曜日や時間を希望する場合は、提供機関との話し合いにより調整が可能(契約書の修正が必要)
- 但し、この場合にも22時~7時の時間帯には、バウチャーサービス提供は不可

6. 胎児数や出生順位によってサービス期間が異なります。利用者は、本人に該当するタイプのサービス期間の中から短縮、標準、延長のうちいずれかを選択することができます。
 - サービス期間の選択に従って政府支援金が異なって支援され、本人負担金が異なりますので、必ず本人負担金を確認してください。

サービス期間(商品)の選択

支援の種類		サービス期間		
		短縮	標準	延長
単胎児	一人目	5日	10日	15日
	二人目	10日	15日	20日
	三人目以上	10日	15日	20日
双胎児	人員 1名	10日	15日	20日
	人員 2名	10日	15日	20日
3つ子以上の多胎児	人員 2名	15日	20日	25日

- * 出生順位は褥婦の出産回数の基準ではなく、第1子、第2子、第3子などのように、家庭内で出生した子供の順序を言う。
- * 障害の程度が重い障害者の褥婦の場合、単胎児の出産時にはB型、双胎児以上の出産時にはC型を適用

- 利用者が提供機関と利用契約を結び、提供機関がその内容を社会サービス電子バウチャーシステムに登録し、バウチャーが成立した後は選択したサービス期間(商品)を変更することはできませんので、慎重に選択するようにしてください。
7. 政府のバウチャーとして提供する標準サービスは以下の通りです。
 - 標準サービス以外の追加サービスが必要な利用者は、別途費用を負担しなければなりません。

褥婦のためのサービス	標準サービスに含まれないサービス (追加費用が必要なサービスの例)
<ul style="list-style-type: none"> - 褥婦の健康状態のチェック - 母乳ケア、産後のむくみケア、産後体操のサポート - 褥婦の栄養管理および食事の準備 - 腰湯ケア、褥婦の衛生管理 - 授乳、産後の回復、新生児のケアに関連する褥婦への教育 - 救急状況の発見および対応 - 褥婦と新生児の主な生活空間の掃除 - 褥婦と新生児の衣類などの洗濯 - 相談および話し相手 	<ul style="list-style-type: none"> ● 褥婦と新生児の主な生活空間以外の掃除 <ul style="list-style-type: none"> - 他の家族の部屋およびトイレ、共用空間(玄関、書斎、ドレズルーム、ベランダ、物置、窓、庭など)、収納空間(流し台、冷蔵庫、クローゼット、食器棚、靴箱など)その他、非日常的な家の大掃除 ● 褥婦と新生児の衣類以外の洗濯 <ul style="list-style-type: none"> - 他の家族の洗濯、高価な衣料や大物の洗濯(寝具、カーテン、靴類、かばん類、かさばる厚手の服、汚れがひどい洗濯物など) ● 褥婦と新生児以外の家族や知人の食事の準備、自宅以外の場所での食事の準備、お祝いの食べ物、保存食品(キムチ、コチュジャンなどのジャン類、漬け物など)、飲み物でのもてなし以上の訪問客のもてなし ● その他 <ul style="list-style-type: none"> - 大きくて重い家具や品物の移動 - 新生児以外の兄弟または家族の世話 - 運転の代行 - ペットの世話など
新生児のためのサービス	
<ul style="list-style-type: none"> - 新生児の健康状態のチェック - 新生児の清潔ケア - 新生児の授乳サポート - 新生児の衛生管理 - 予防接種のサポート - 感染の予防および管理 - 救急状況の発見および対応 	

8. 利用者と従事者はお互い人格を尊重して信頼しなければならず、より良いサービスが行われるために、次の事項を守ってくださるようお願いいたします。

利用者の遵守事項
<p>① 利用者は、サービスを提供するスタッフの人格と専門性を尊重しなければなりません。</p> <p>② 利用者は、サービスの標準および契約内容の範囲内でのサービスを要求しなければなりません。 ※ 褥婦と新生児以外の家族に対する世話や家事サービスなどの追加サービスは、バウチャーの標準サービスに含まれず、追加サービスを購入した場合にのみ可能です。</p> <p>③ 利用者が、サービスを提供するスタッフにサービスを要求する時には、明確で具体的かつ丁寧に要求しなければなりません。</p> <p>④ サービスを提供するスタッフには、公式的な呼称(管理士など)を使用するようにしてください。</p> <p>⑤ 暴言や身体的な暴力など、人格を無視する発言や行動をしてはいけません。 ※ 暴行など身体的な暴力を行う場合、サービス中止はもちろん、民事、刑事上の処罰の対象になることがあります。</p>
<p><言葉や身体的な暴力の範囲></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <ul style="list-style-type: none"> ● (言葉の暴力) 暴言、脅迫、脅しなど * “ちょっと”、“おい”などは、人格を無視する呼び方として聞こえることがあります。 ● (身体的な暴力) 押す、胸ぐらを掴む、捕まえる、頬を叩く、噛む、唾を吐く、首を絞める、物を投げる、拳で叩いたり足で蹴る、ナイフを突きつける、刺すなどの致命的なレベルの行動など </div>
<p>⑥ サービスを提供するスタッフに、性的しゅう恥心を与える性的嫌がらせや性暴力に該当する行為をしてはいけません。特に不必要な身体的接触や過剰な露出、性的な冗談などの不快感を与える行為も性的嫌がらせに属します。 ※ 利用者およびその家族の性的嫌がらせ行為が明らかになった場合、サービスを提供しているスタッフは、サービス提供を拒否することができ、行為の程度によってはサービスの利用資格が失われ、「性暴力犯罪の処罰などに関する特例法」などに基つき処罰を受けることがあります。</p>
<p><性的嫌がらせと性暴力行為の範囲></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <ul style="list-style-type: none"> ● (視覚的な性的嫌がらせ) 淫乱な写真や出版物、性的なジェスチャー、過剰な身体的露出 ● (言葉の性的嫌がらせ) 性的な下品な話、性的な行為を暗示する話や冗談 ● (身体的な性的嫌がらせ) 性的な接触、抱擁、愛撫、わいせつ行為、強姦 ● (その他) ポルノを見せたり、一緒に見ようと勧める、デートや交際を強要、お酒の席で接客を要求するなど社会常識で性的な屈辱感または嫌悪感を感じさせる言葉や行動など </div>
<p>⑦ 契約で定められた内容に従って開始時間と終了時間を守り、サービスを提供するスタッフが自由に休憩できる時間(1日1時間)を必ず保証するようにしてください。</p>

サービスの利用に関するお問い合わせは、〇〇〇提供機関(電話 000-0000, ホームページ www.abc.co.kr)